

第32期第2回 横浜市児童福祉審議会 障害児部会 会議録

日 時	令和2年8月20日（木） 18時から19時45分まで
開催場所	横浜市庁舎18階 なみき17会議室
出席者	岩佐光章（部会長）、多田純夫（副部会長）、森佳代子委員
欠席者	なし
開催形態	公開（傍聴者0人）
議 題	<p>1 開会あいさつ</p> <p>2 議題 第4期横浜市障害者プランの策定について</p> <p>3 報告事項 (1) 横浜市障害者施策推進協議会の答申について (2) 令和2年度補正予算について (3) 横浜型医療的ケア児・者等コーディネーターの配置について</p> <p>4 その他</p>
決定事項等	
<p>1 開会あいさつ</p> <p>2 議題 第4期横浜市障害者プランの策定について 事務局より資料1、資料2に基づき説明</p> <p>○岩佐部会長 今年度末には第4期の策定になるが、新型コロナウイルスの影響でスケジュールの見直し等はなかったか。</p> <p>○事務局 一部会議が書面になったが、スケジュールの遅延等はない。</p> <p>○森委員 地域訓練会の人数が減少しているが、訓練会が果たしている役割はとても大きいと感じており、引き続き支援をお願いしたい。 また、児童発達支援に関して、地域療育センターが主体としている事業所と民間事業所の違いを保護者に案内しているか。</p> <p>○事務局 特段、案内はしていない。現在、地域療育センターの見直しをしており、地域療育センターが行う児童発達支援の役割や民間との違いについても検討している。今後、役割の違いや機能の違いが整理されていくことになる。</p> <p>○森委員 子どもの計画相談は進んでいるのか。</p> <p>○事務局 利用率は約30%程度となっている。障害児相談を希望する方はもっと多くいるので、まだまだカバーできていない。</p> <p>3 報告事項 (1) 横浜市障害者施策推進協議会の答申について 事務局より資料3に基づき説明</p> <p>○多田委員 支援者の養成について具体的にどのようにしていくか考えていただきたい。</p> <p>○事務局 答申をつくる中で人材育成の部分を具体的に書くことが難しかった。 障害児・者の障害特性に応じた支援方法は独自のものが求められているが、まだまだ方法が確立していない。発達障害者支援センターの実践的なノウハウを蓄積して、しっかりまとめたカリキュラムや支援方法でやっていかなければいけないという課題を表すところにとどまってい</p>	

る。

ご意見については、健康福祉局と共有させていただきたい。

○岩佐部会長 支援者の養成については喫緊の課題にも入っている。

○事務局 ぜひご協力をこれからお願いしたい。

特に喫緊の課題については進めていかなければならないが、地域療育センターの見直しという非常に大きな作業がある。また、ペアレントトレーニングのプログラムを普及させていく取組については既に進めている。

○多田委員 最近、児童養護施設や自立支援施設、心理治療施設などから思春期の中・高あたりから措置変更で入所してくる子どもが増えている。その時期になり初めて障害が分かる、多分、分かっていたけれども、きちんと見られなかったというところかと思う。例えば、幼児期に地域療育センター等に通所できるとよいが、児童養護施設に入る子どもは、そこから漏れてしまう。一般的に児童養護施設は4人に1人は知的障害、あるいは知的に遅れのある子どもとされているので児童養護施設の問題も取り上げてほしい。

○事務局 児童養護施設も同じ部の中で所管しているので共有していきたい。

(2) 令和2年度補正予算について

事務局より資料4に基づき説明

○多田委員 対象施設なので助成を受けて助かっている。しかし、例えばマスクについて子ども用がない。手袋もサイズにより品切れで多少苦勞はしているが、大変助かっている。コロナ慰勞金というものは県の補助金か。

○事務局 国の事業となっており市は特段経由していない。国が示した上限単価など細かい基準はあるが是非ご活用してほしい。

(3) 横浜型医療的ケア児・者等コーディネーターの配置について

事務局より資料5に基づき説明

○森委員 冊子はどこに置かれるのか。

○事務局 区役所で配布している。地域療育センター、基幹相談支援センターにも置いている。地域や学校等に説明する資料としても使っていただきたい。

4 その他

岩佐委員部会長より、別紙資料に基づき説明

○多田委員 一般の精神科病院の先生たちに知的障害、発達障害について、なかなか理解してもらえない。服薬の調整や施設での行動障害が難しいということがある。

○森委員 子どもが18歳で小児療育相談センターにずっと通っており安心感があるので今のところ変更は考えられない。毎年の脳波検査も必要になるため、移行はどのようにしていけばよいのだろうと感じている。

一般的な精神科クリニックの情報は入ってこないなので、リハビリテーションセンターか小児療育医療センターを選ぶ人が多い。

精神科に関しては、本当に分からないというのが正直なところなので、移行できないかもしれない。

○岩佐部会長 自分の知っている範囲では、移行について国内で成功しているところはあまりわからない。だ

からこそ横浜で実現できればと思う。今までも、障害を持っている方が、成人期にどこかでケアを受けながら生活していると思うが、その辺りがシステムとして成り立っていないので、まずはその把握をしていくことがはじまりだと思う。行政の狭間を超えて課題の共有ができるとうよい。

○多田委員 17歳までは児童相談所、18歳以降は区の障害担当に変わり、いちばん大事な時期に、いわゆる援護の実施機関が変わってしまう。相談支援も現状、児童と青少年を分けてしまっているが、児であろうが者であろうが全部相談機関として受けることができる体制のほうがよい。分けることのひずみがたくさんあると思う。

○事務局 どうしても法律に基づく仕事なので、児童福祉法と障害者総合支援法との法律の切り替わりの部分が出てきてしまう。健康福祉局の障害部門とは日頃から意見交換をしているが、加齢児など移行期の問題がある。発達障害検討委員会では、児童・成人を分けることなく答申を作り、議論できる土壌はある。移行期の問題を全般として議論すると広すぎてしまうので、例えば発達障害の人の移行期を議論するとか、いろいろ方法はある。健康福祉局ともこの課題をどういう場面でどのように議論できるかを話し合いしようと思っている。様々なことがあるので短期的に解決はしないと思う。

まずは成人の分野、児童の分野それぞれからの課題をしっかりと共有していくことが大切であり、その方向で取り組んでいきたい。

○森委員 以前も話したが、「切れ目のない支援」と言われているが「切れている」と感じる。それは医療に限らず教育についても同様。特に高校を卒業して、通所先に通い始めるとやっぱり世界が変わると感じる。それが大人になると言われればそうなのだが、切れていないかと言われると、切れている気がする。

○岩佐部会長 お互いにのりしろ部分をつくることで「切れ目なく」ということになるが、それをどう体現するかが大事。

○森委員 学校も申し送りはやられているが、高校卒業時に、先生は大人の世界をあまりご存じではなくて、この先のことを聞きたいが、先生はそれに対する答えを、大人のところを見ていないので、大人の生活をご存じではないというところがあるのだなということを感じた。支援する方はいろいろ知らなければならぬため、やはり大変だと感じた。

資料

- 横浜市児童福祉審議会 障害児部会委員名簿
- 横浜市児童福祉審議会 委員名簿
- 横浜市児童福祉審議会運営要綱
- 横浜市児童福祉審議会条例
- 次第・座席表
- 資料1 第4期横浜市障害者プランの策定について
- 資料2 第4期横浜市障害者プラン素案骨子及び素案(案)について
- 資料3 軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害児・者に対する施策に係る答申について
- 資料4 令和2年度6月補正予算について
- 資料5 横浜型医療的ケア児・者等コーディネーターの配置について (チラシ・冊子)
- 別紙資料 移行期の課題について

特記事項

なし

